

### 市内一斉 学校公開週間

教育委員会では、保護者や地域の方など、どなたでも授業を参観できる学校公開週間を行い、地域に開かれた学校づくりを推進しています。平成25年度には、2万4千5百人あまりの方が学校を訪れました。市内一斉学校公開週間は、各小・中学校の特色を生かした教育活動や、普段なかなか見ることができない子どもたちの様子を知ることができるといわれています。多くの方々の参観をお待ちしています。

### 本年度の学校公開週間

10月27日(月)から31日(金)まで  
※公開週間前後の土曜日または日曜日に公開を行う学校もありますので、詳しくは各学校へお問合せください。  
〔指導課〕

### 新入学児童 就学時健診

来月4月に、小学校に入学するお子さんの心身の状況を把握し、健康な状態で就学していただくための健康診断を行います。  
日程および会場 10月16日(木) 〃

11月28日(金) お子さんの入学予定校で実施(詳細は市報9月20日号をご覧ください)。  
対象 平成20年4月2日〜平成21年4月1日生  
※日本以外の国籍を有するお子さんで、小平市の小学校へ入学を希望する方は、問合せ先へご相談ください。  
お知らせ 対象となるお子さんには、10月6日(月)に、就学時健康診断通知書を発送予定です。  
内容 検診(内科・眼科・耳鼻科・歯科)および簡単なテストなど  
問合せ 学務課 ☎042(346)9571

## 平成27年度から使用する 小学校教科書が決まりました

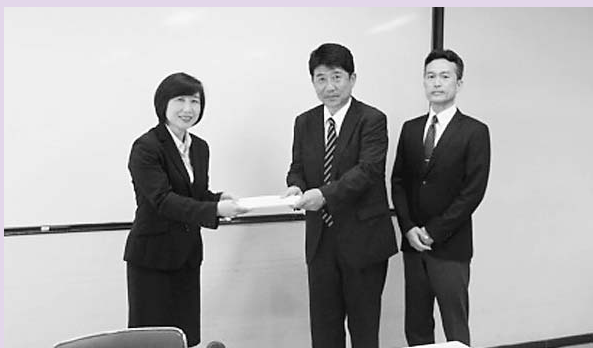
平成27年度から平成30年度まで小平市立小学校で使用する教科書が、8月21日(木)の教育委員会定例会で採択され、教育委員会のホームページなどでお知らせしています。採択された教科書は下表のとおりです。  
〔指導課〕

### 小学校教科書採択結果

種目	発行者
国語	光村図書出版
書写	光村図書出版
社会	教育出版
地 図	帝国書院
算 数	東京書籍
理 科	学校図書
生活	東京書籍
音 楽	教育出版
図画工作	日本文教出版
家庭	開隆堂出版
保 健	学研教育みらい

### 教科書が採択されるまでの概要

- 4月** 採択方針・小学校教科用図書採択要領および同細則の制定  
教科書を公正かつ適正に採択するため、教育委員会が方針や要領などを制定。
- 5月** 小平市立小学校教科用図書審議委員会および教科用図書調査部会の設置  
教科書採択の検討資料を作成するため保護者代表、調査部会教科部長など13人で構成される教科用図書審議委員会およびその下部組織である調査部会を設置。
- 6月** 教科用図書調査部会および各小学校による調査・研究  
各調査部会の委員および各小学校が、すべての採択候補の教科書についてその内容や構成上の工夫について調査・研究。  
見本本の展示とアンケート調査  
市立図書館の6館で、教科書の見本本を展示し、教科書についてのアンケート調査を実施。
- 7月** 審議委員会による教科書の内容の審議  
各調査部会と各小学校が作成した報告書とアンケートの結果などについて、審議委員会が内容を審議。  
教育委員会へ審議結果の報告  
審議委員会による審議結果を報告書にまとめ、教育委員会に報告。報告書とともに、学校からの研究報告、アンケート、各教科書発行者の教科書編集趣意書、東京都教育委員会の調査研究資料を提出。
- 8月** 教育委員会による教科書の採択  
教育委員会臨時会を開催し、この際の協議で、教科ごとに採択候補を絞り込み、教育委員会定例会における再度の協議・審議により、9教科、11種目の教科書を採択。



〈審議委員会からの報告〉  
左から順に教育委員会委員長、審議委員会委員長、審議委員会副委員長

### 平成26年度 就学援助のご案内

経済的な理由で学校給食費や学用品などの支払いに困りの方に、就学援助を行っています。  
対象 市内在住の、公立小・中学校に在学する子どもの保護者で、次のいずれかに該当する方  
▽世帯の所得が基準額以下である  
▽児童扶養手当の支給を受けている  
▽生活保護を受けている(生活保護費で支給されない部分のみの援助)  
▽特別な事情があり、教育費で困っている  
援助の内容  
▽学用品費・通学用品費  
▽学校給食費  
▽校外活動費(遠足・移動教室など)  
▽修学旅行費  
▽新入学児童生徒学用品費  
▽卒業アルバム・文集代  
▽体育実技用具費(柔道着など)  
▽医療費(学校保健安全法第二十四条に基づく疾病の治療のみ)  
▽通学費(通学距離が長距離の場合のみ)

### いじめに関する 土曜電話相談

教育相談室では、市立小・中学校が子どもたちのいじめや不登校などの問題に取り組む「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(11月、2月)にあわせ、第2・4土曜日の午前9時から午後4時30分まで、いじめに関する電話相談を受け付けます。どんな小さなことでも結構です。お気軽にご相談ください。  
とき 11月8日・22日、平成27年2月14日・28日の午前9時から午後4時30分まで  
問合せ 教育相談室 ☎042(343)9411

### 給食費の納め忘れはありませんか

保護者の皆さんに納めていただく給食費は、食材の購入にあてられています。未納付が多くなると、食材の購入や献立内容にも影響がありますので、計画的な納入にご協力をお願いします。  
〔学務課〕

### 情報モラルを 育むために

〔第2回〕

#### ◆インターネットを使いすぎいませんか?

お子さんにこんな様子は見られませんか?  
□宿題する時間が減った。  
□学校に遅刻や欠席をすることが増えた。  
□夜なかなか眠れないようだ。  
□メールやブログなどサイトを見ないと、いらいらしたり、不安になったりしている。  
□気が付くと長い時間、携帯電話・スマートフォンを使っている。  
□体がだるくなったり、すぐ疲れたりしている。  
□視力が落ちてきている。

東京都の調査※では、携帯サイトを利用して中学生のうち、4人に1人が1日2時間以上利用しているという結果が出ています。  
インターネットは便利なものですが、長い時間利用していると、寝不足で起きられなくなったり、勉強に集中できなくなったりします。また、メールやブログなどを見ないと不安になったり、インターネットを止めようと思ってもなかなか止められなくなったりすることもあります。こうした症状をネット依存と言います。

右のチェック表に該当する箇所が多かった場合は、インターネットを利用する内容や時間について、お子さんと家庭でのルールを見直してはいかがでしょうか。  
※平成24年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査(東京都教育委員会)

保護者の方には、インターネットのセキュリティについて関心をもっていたり、お子さんの気になる兆候やSOSを早期に察知していただくことが大切です。もし何かお困りのことがあれば、学校や左記の連絡先にご相談ください。

◆安全なネット利用の第一歩  
家庭が子どもたちにとって安心できる場所であり、困ったことが起きた時、親にいつでも話すことができる関係であることがトラブルを最小限にし、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないための第一歩です。

既にルールを決めているご家庭では、そのルールが守られているか、ぜひ確認してください。

#### 7つのルール

- 1 インターネットで知り合った人と、保護者に黙って会ったりしない。
- 2 保護者や友達の前で言えないことは、インターネットに載せない。
- 3 名前やメールアドレス、電話番号などをインターネットに載せない(知らない人に教えない)。
- 4 使わない時間(夜は使わないなど)を決める(友達同士で約束する)。
- 5 勝手に人の写真を撮ったり、インターネットに載せたりしない。
- 6 大切なことは、会って直接相手に伝える。
- 7 「ルールを守れなかったら、使わない」と保護者に約束をする。

- ◆家庭でのルールづくり  
携帯電話・スマートフォンをお持ちの方に持たせる場合は、何のために使うのか、どのように使うのか、ルールを決めて使わせましょう。また、

小平市の相談窓口  
小平市教育相談室  
☎042-343-9411  
小平市いじめ・体罰  
ホットラインメール  
hot-line@kyoiku.kodaira.ed.jp  
東京都の相談窓口  
東京子どもネット・ケータイ  
ヘルプデスク(こたエール)  
☎03(3500)5181  
メール相談(24時間受付)  
http://www.tokyohelpdesk.jp/